

## 役員及び評議員の報酬支給基準

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人鳳会（以下「本会」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について定める。

### (定義等)

第二条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第三条 役員等の報酬は、定款第九条及び第二三条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用)

第四条 本会は、役員及び評議員が法人業務のため移動に要した交通費、業務中の食事等の費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第五条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年6月15日より施行する。